

総本山 妙満寺 駐車場使用許可申請書 兼 使用許可書

↓太枠内の必要事項をご記入ください。

申請年月日	令和 年 月 日	許可年月日	令和 年 月 日	受付者	
申請者	車名	車体番号			
	氏名	印			
	住所				
	連絡先	緊急連絡先			
総本山 妙満寺 御中 次の通り、総本山妙満寺駐車場を使用細則に則り使用したいので申請します。					
使用日時	令和 年 月 日 ()	午前 午後	時 分	から	午前 午後 時 分まで
使用目的					
使用台数	(普通車輛)	台、	(大型車輛)	台	
駐車料金		円			

様	
上記の通り、駐車場使用を許可します。	
京都市左京区岩倉幡枝町91 総本山 妙満寺	

本書は総本山妙満寺が保管し、使用者はその複写を保持するものとする。

(使用細則)

申請者は「駐車場」を使用するにあたっては、以下の細則を遵守するものとする。

- 1 使用開始及び終了時には「妙満寺」事務所まで報告を行うこと。
- 2 「妙満寺」境内での飲食及び喫煙は一切しないこと。
- 3 「妙満寺」境内においては、物品の販売等の行為は絶対に行わないこと。
- 4 空ふかしをしたり、窓を開けてカーステレオをかけたり、大声で話す等、「妙満寺」の近隣に対して迷惑をかける行為を絶対にしないこと。
- 5 建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。また、損傷した場合は「妙満寺」まで申し出て、原状回復費用を負担すること。
- 6 「駐車場」以外には立入りをしないこと。
- 7 使用中に出したゴミは各自持ち帰ること。また、「妙満寺」境内設置のゴミ入れ、ゴミ置場にも捨てないこと。
- 8 「妙満寺」は「駐車場」内における車輛の盗難、衝突及び破損、人身事故、天災、火災等による損害に対して一切の責任を負わないことを認めること。
- 9 「駐車場」内には車輛以外の諸物件を置いたり、搬入しないこと。
- 10 使用者以外の第三者所有の車輛が駐車しても「妙満寺」はその責に任じないことを認めること。
- 11 「妙満寺」の行事等が開催される場合は、事前に使用予約をしても駐車位置の変更、中止を認めること。
- 12 その他、「妙満寺」及びその係員の指示に従うこと。

以上、使用細則を守らない個人・団体は今後の使用を一切禁止致します。